

課題に対する検討表

『資料 1 6』（委員公募に関する意見一覧表）は、第 2 回会議において委員の皆さんからいただいた意見の内容にそれぞれ番号を付けて、テーマごとに紐付けた表となっている。

『資料 1 7』（附属機関の委員選任マニュアル）の中で公募制度を規定している「附属機関の委員の公募に関する事務取扱基準（以下「基準」という）」にも関連している意見もあり、下記に記載した基準の条文ごとに、関連する意見の番号を付している。

今回、次の「課題」に対応するために基準の記述内容等を変更するべきかどうか、変更するとしたらどのような内容にするべきかといった点を、前回の意見も参考に議論していただきたい。

また、基準以外にも第 2 回会議で使用した『資料 1 2』（令和 3 年度公募委員アンケート調査結果）において、公募委員の回答内容の中にも「課題」に関係すると思われる意見があり、下記に記載したので合わせて議論していただきたい。

「課題」 公募に応募する人を多くするためには、どうしたら良いか。
<p>（基準第 3 条）公募委員の応募資格について 公募に応募するためには、次の 4 項目の全てを満たす必要がある。</p> <p>（1）旭川市内に居住しているか、通勤通学している者 （2）委員を委嘱しようとする日の年齢が 18 歳以上である者 （3）本市の附属機関の委員又は懇談会等の参加者に 2 つを超えて在任していない者 （4）本市の市議会議員及び職員でない者</p>
<p>（基準第 4 条）公募の周知方法等について 公募の周知は、広報誌、旭川市ホームページ、その他適当な方法により行うものとし、1 か月程度の応募期間を設けるものとする。（※前回の意見で該当④⑤⑥⑨⑩⑫⑬）</p>
<p>（基準第 6 条）応募方法について 委員の公募に伴う応募は、書面により行うものとする。（様式第 1 号）（※前回の意見で該当②）</p>
<p>『資料 1 2』の 4 ページから抜粋 会議の開催する時間帯は、現状では平日の夜間の時間帯に設定されることが多いが、次のような意見もあった。</p> <p>（1）視力の問題から夜間の運転は避けている。 （2）夜間開催は、子どもの世話や習い事の送迎時間と重なる。 （3）仕事の終了時間に対し、会議の開始時間が早い （4）平日の昼間開催は、仕事を休んで参加しなければならない。</p>
<p>『資料 1 2』の 6 ページから抜粋 公募委員が参加しやすいと感じない理由として回答されたもの。</p> <p>（1）検討事項の内容が広く、発言には専門的な知識が必要だと感じるため。 （2）一市民として気楽な発言や稚拙な質問は許されない気がする。 （3）ベテランの議長や委員がいるため、自由に発言しにくい雰囲気がある。</p>
<p>『資料 1 2』の 8 ページから抜粋 会議の運営の中で改善を望む点、感想の中で回答されたもの。</p> <p>（1）市政に詳しくなくても参加しても大丈夫という雰囲気があるとよい。 （2）肩書きのない一般の方がもっと入って欲しい。 （3）多方面からの意見を取り入れたいのであれば、意見の言いやすい雰囲気づくりや、団体役員以外の委員を多くするなどして欲しい。やる気のある人を登用して欲しい。</p>
その他